

第6節 保健福祉施設

1. 地域保健に関する施設

地域保健とは、社会生活の単位として一定のまとまりを有する地域において、当該地域の住民の健康の保持増進をはかることであり、家庭や地域社会を対象としたものから、学校保健や職域保健を含めたものまで、非常に幅広い概念として使われている。

都道府県および市町村は、平成6年に制定された地域保健法に基づき、役割分担をはかり地域保健対策を実施しており、都道府県は保健所を、専門的、広域的拠点としてその機能を強化し、地域保健サービス向上のための先導的役割を果たしながら市町村を支援し、一方、市町村は、保健センターを中心に老人保健や母子保健をはじめ、住民に身近な保健・福祉サービスを一元的に提供していく。

保健所と市町村は、地域住民の健康の保持および増進をはかるため、適切な役割分担と連携のもと、保健、医療、福祉サービスを全体として充実していくものである。

（1）保健所

保健所は、都道府県および政令指定都市、中核市、保健所政令市が設置することとされており、都道府県保健所は、専門的、広域的拠点としてその機能を強化し、市町村を支援し、地域保健サービス向上のための先導的役割を果たすこととされている。

このため、誰もがいきいきと暮らせる健康福祉社会の推進に向けて、保健所が求められている役割を十分に果たしていくとともに、住民に身近な保健サービスを提供する市町村や関係機関と連携・協力して、保健サービスの充実・強化により一層努める。

大阪府内の保健所体制としては、大阪府の保健所は13保健所体制であり、大阪市および堺市、高槻市、東大阪市、豊中市についても、それぞれ1保健所を設置しており、地域保健の拠点として必要な体制を整備し、きめ細やかな専門的サービスを提供している。

【保健所の主な業務】

- ・精神保健、難病対策、エイズ対策等の専門的かつ技術的な業務
- ・老人保健、母子保健、障がい者福祉等の市町村の実施するサービスについての技術的な助言等
- ・食品衛生、環境衛生、医事、薬事等における監視および指導、検査業務等の専門的かつ技術的な業務
- ・所管区域に係る保健、医療、福祉に関する情報の収集、管理および分析と提供
- ・地域住民の生活に密着した調査および研究
- ・市町村に対する専門的かつ技術的な指導および支援
- ・地域における健康危機管理の拠点機能
- ・地域における保健、医療、福祉のシステム構築、医療機関の機能分担と連携、医薬分

業等医療提供体制の整備などについての企画および調整機能

表5-6-1-1 府内保健所一覧

保健所名	住所	電話番号	所管市町村	
大阪府保健所	池田保健所	池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市 箕面市 豊能町 能勢町
	吹田保健所	吹田市出口町19-3	06-6339-2225	吹田市
	茨木保健所	茨木市大住町8-11	072-624-4668	茨木市 摂津市 島本町
	枚方保健所	枚方市大垣内町2-2-2	072-845-3151	枚方市
	寝屋川保健所	寝屋川市八坂町28-3	072-829-7771	寝屋川市
	守口保健所	守口市梅園町4-15	06-6993-3131	守口市 門真市
	四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-1021	四條畷市 交野市 大東市
	八尾保健所	八尾市清水町1-2-5	072-994-0661	八尾市 柏原市
	藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	藤井寺市 松原市 羽曳野市
	富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2681	富田林市 大阪狭山市 河内長野市 河南町 太子町 千早赤阪村
	和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1342	和泉市 高石市 泉大津市 忠岡町
	岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-422-5681	岸和田市 貝塚市
	泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-7701	泉佐野市 泉南市 阪南市 田尻町 熊取町 岬町
大阪市保健所	大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000	06-6647-0641	大阪市	
堺市保健所	堺市堺区南瓦町3-1	072-222-9933	堺市	
東大阪市保健所	東大阪市岩田町4-3-22-300	0729-60-3801	東大阪市	
高槻市保健所	高槻市城東町5-7	072-661-9333	高槻市	
豊中市保健所	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7307	豊中市	

（2）市町村保健センター

市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導および健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うものとされており、健康相談、がん検診、乳幼児健診等住民に身近で総合的な保健サービスを提供する。

大阪府では、すべての市町村に市町村保健センター等が設置されており、住民に身近で利用頻度の高いサービスを総合的に実施するという役割を果たしている。

【市町村保健センターの主な業務】

- ・住民ニーズに応じた健康相談、保健指導および健康診査等の計画的な事業の実施
- ・保健、医療、福祉の連携をはかるための医療機関や社会福祉施設等との連携および協力体制の確立と総合相談窓口の設置
- ・母子保健事業、健康増進事業、歯科保健対策等の各種サービスの中でも、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスの提供

2. 大阪がん循環器病予防センター

大阪がん循環器病予防センターの開設主体である特例財団法人大阪府保健医療財団は、大阪府が指定する出資法人として、昭和40年に設立以降、府民の健康の保持および増進をはかるため、公衆衛生に関する各種事業を実施している。

大阪がん循環器病予防センターは、がん予防検診部門としての車検診の実施および府内がん検診の技術水準の維持をはかるための精度管理、循環器病予防部門としての特定健診・特定保健指導の分析等を行うために必要な精度管理センター機能を担っている。

今後、大阪府は、当該団体との連携のもと、循環器病予防およびがん検診マネジメントを推進していく。

所在地：大阪市城東区森之宮 1-6-107
TEL：06-6964-0666

3. 大阪府こころの健康総合センター

（1）設置目的

大阪府こころの健康総合センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律」第6条に規定される精神保健福祉センターであり、大阪府の精神保健福祉に関する中核施設として、大阪府保健所、市町村、社会復帰関連施設や医療機関をはじめとする地域関係機関、団体に対する支援やネットワークづくりを進めることを大きな使命としている。さらに、従来の精神保健福祉センターでは十分に組み込まれてこなかった、広く府民のこころの健康づくりの保持、増進をはかることを大きな目的としている。

（2）所管

大阪市、堺市を除く 大阪府内市町村

【主な業務】

- （ア）精神保健および精神障がい者の福祉に関する知識の普及に関すること。
- （イ）精神保健および精神障がい者の福祉に関する調査研究および人材育成に関すること。
- （ウ）複雑又は困難な精神保健および精神障がい者の福祉に関する相談および指導に関すること。
- （エ）精神保健に関する診療に関すること。
- （オ）精神障がい者の社会復帰の促進に関すること。
- （カ）精神医療審査会に関すること。
- （キ）自立支援医療審査会に関すること。
- （ク）精神障がい者保健福祉手帳審査会および手帳交付に関すること。
- （ケ）（ア）～（ク）に掲げるもののほか、府民の精神保健の向上および精神障がい者の福祉の増進をはかるため必要なこと。

所在地 大阪市住吉区万代東3丁目1-46
TEL（代表） 06-6691-2811 FAX 06-6691-2814

4. 大阪府子ども家庭センター

児童に関するあらゆる相談（養護・虐待・非行・ひきこもり不登校等）に応じるとともに、児童福祉司、児童心理司等の専門職員による診断や援助方針の決定、指導等を行っている。また、保護を必要とする場合は、児童の一時保護を行い、必要に応じて児童福祉施設への入所措置、里親等への委託を行っている。

また、おおむね 25 才までの青少年についての相談に応じているとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、相談者への必要な情報を提供し、一時保護の要請に応じている。

さらに、福祉事務所を設置していない町村を所管する3センター（池田、富田林、岸和田）については大阪府の郡部福祉事務所として、生活保護受給の相談、助産施設、母子生活支援施設への入所相談等に応じている。

5. 大阪府立公衆衛生研究所

大阪府立公衆衛生研究所は、昭和 35 年の設立以来、大阪府における公衆衛生行政の科学的・技術的中核機関として、府民の健康と生活を守るため病原微生物、食品、飲料水、医薬品等の試験や調査・研究を実施している。

近年は新型インフルエンザや腸管出血性大腸菌 O157、ノロウイルスなど府民の健康や安全を脅かす健康危機事象が多発しており、その原因究明や対策に関わる公衆衛生研究所の役割は、ますます大きくなっている。

所在地：大阪市東成区中道 1-3-69

TEL：06-6972-1321

6. 障がい者医療・リハビリテーションセンター

平成 19 年 4 月に大阪府立急性期・総合医療センターの隣接地に開設した「障がい者医療・リハビリテーションセンター」は、大阪府立急性期・総合医療センターの「障がい者医療・リハビリテーション医療部門」、「大阪府立障がい者自立センター」および「大阪府障がい者自立相談支援センター」の3つの機関で構成し、相互に密接な連携をはかりながら、治療の当初から地域生活への移行まで一貫したリハビリテーションに取り組む。

（1）「障がい者医療・リハビリテーション医療部門」

大阪府立急性期・総合医療センターを構成する部門のひとつとして、他の部門の幅広い診療科と連携しながら、障がい者に対する医療やリハビリテーションを効果的に実施する。

- ・救命救急医療から回復期医療に至る一貫したリハビリテーション医療の実施
- ・障がい者外来の設置による障がい者医療や障がい者歯科医療の推進

（2）「大阪府立障がい者自立センター」

「障がい者医療・リハビリテーション医療部門」において治療を受けた障がい者や地域で生活する障がい者等の社会生活力を高めるため、主に訓練施設として支援を行う。

- ・「脳血管障がい」や「脳性まひ」の方をはじめ、「高次脳機能障がい」や「脊髄損傷」の方などに対する身体機能や生活能力向上のための支援プログラムの提供（自立訓練、施設入所支援）
- ・福祉用具に関する相談・情報発信

（3）「大阪府障がい者自立相談支援センター」

身体障がい者、知的障がい者への相談・援助について、市町村からの依頼に基づき、技術的な援助や助言、情報提供など、障がい特性に応じた総合的な支援を行う。

- ・人材育成のための研修、情報発信など専門的広域的支援
- ・障がい者ケアマネジメントの推進等による地域生活支援
- ・障がい特性に応じた専門的相談指導および判定、市町村相互間の連絡調整、関係機関との連携・支援、広報・啓発等
- ・身体障がい者手帳および療育手帳の交付

なお、平常時に「障がい者医療・リハビリテーション医療部門」や「障がい者自立センター」が使用しているフロアは、大規模集団災害発生時には、大阪府地域防災計画により基幹災害医療センターに位置づけられている大阪府立急性期・総合医療センターの災害拠点病院支援施設として、被災者の受入れや初期治療に利用する。

7. 監察医事務所

（1）監察医事務所の設置目的

死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第8条の規定により、大阪市の区域内における伝染病、中毒又は、災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするために設置した。

（2）監察医事務所に求められる役割・機能

近年では生活環境等の変化により疾病構造に変化が生じてきており、疾病予防や事故死等の発生防止など公衆衛生上の必要性が増している。

監察医事務所は、伝染病の早期発見・拡大防止や生活習慣病による内因的急死の実態解明、高齢者死亡の実態解明、乳幼児の突然死などその死因を科学的に究明し、公衆衛生の向上に寄与している。